

10-3 運営協議会の設置について

1 運営協議会について

市町村は、その地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置しなければならない。

2 設置基準

原則として、市町村（保険者としての市町村をいう。以下同じ。）ごとに1つの運営協議会を設置しなければならない。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1つ設置することで差し支えない。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあっては、運営協議会についても共同で設置することができる。

3 運営協議会の構成員等

（1）運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体※等

※ 医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等

② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（1号及び2号）

③ 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

④ 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

（2）運営協議会には会長を置く。会長は、構成員の互選により選任する。

4 運営協議会の所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

① センターの担当する圏域の設定

② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

③ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

④ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援

事業所

- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けけるものとする。
- ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。
- ア センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか
 - イ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 - ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

5 事務局

センターの事務局は、市町村の介護保険担当部局に置く。

6 その他

市町村は、運営協議会の設置の準備のため、地域包括センター運営協議会準備委員会（仮称。以下「準備委員会」という。）を設置することができる。準備委員会が、地域包括支援センター運営協議会の設置要綱を決定することで、運営協議会を設立する。なお、設置に当たって、条例を制定する必要はない。

また、準備委員会は、既存の介護保険事業計画作成委員会、各市町村における審議会等の既存組織を活用することとしても差し支えない。